

セルフアンローダ船の船体構造に関する事項

改正規則

鋼船規則 A 編及び C 編

改正事項

セルフアンローダ船の船体構造に関する事項

改正理由

IACS は検査強化プログラム (Enhanced Survey Programme : ESP) の適用対象としてセルフアンローダ船を定義し、検査関連の IACS 統一規則 (UR) の改正を 2015 年に採択した。

今般、セルフアンローダ船に対する強度要件を明確にするため、IACS は構造関連の規定である UR S シリーズの適用について検討した。その結果、セルフアンローダ船に非適用となる UR を明確化するとともに、セルフアンローダ船の特性を考慮した修正を行い、2019 年 5 月に UR S17 (Rev.10), UR S18 (Rev.10), UR S21A (Corr.2) 及び UR S30 (Corr.1) として採択した。

このため、これらの UR に基づき関連規定を改めた。

改正内容

- (1) ばら積貨物船に適用される要件のうち、セルフアンローダ船に適用される要件を規定した。
- (2) 貨物倉間の水密性が確保されないセルフアンローダ船について、実際に想定される浸水状態を考慮し、縦強度及び波型隔壁強度を評価するよう改めた。

改正条項

鋼船規則 A 編 1.2.4

鋼船規則 C 編 1.1.3, 20.2.1, 31A.3.1, 31A.5.1, 34.2.1